

2019-11-1  
No.1046 500円

# 思想運動

求められ続ける闘う主体の形成 1~3面

ラグビー W杯をどう観るか 5面

詩「テンノウヘイカバンザイ！」(石川逸子) 6~7面

何が「幼保の無償化」だ！(佐野通夫) 7面

GMスト40日を闘い抜く 8面

大浦信行の版画・映像作品について 11面



二月革命で帝政を打ち倒し憲法制定議会の開催を要求する労働者のデモ行進(1917年3月 モスクワ)

ロシア十月革命一〇二周年記念集会に参加を！  
11月9日(土)14時半〜 東京・文京シビックセンタースカイホール  
(関連記事四面)

## 求められつづける闘う主体の形成 カネ万能の資本主義を打ち倒す歴史観の獲得を！

広野省三 (活動家集団「思想運動」常任運営委員会責任者、本郷文化フォーラムワーカースクール事務局責任者)

以下に掲載する文章は、十月六日に開かれた「活動家集団「思想運動」第五年度第二回全国運営委員会」における「内外情勢の特徴とHOWS(本郷文化フォーラムワーカースクール)二〇一九年度後期講座の計画と課題」と題する、「活動家集団「思想運動」常任運営委員会責任者」H.O.W.S事務局責任者の広野省三の報告をまと

### 戦争の危機はどこまで進んだか ——着々と進む「ファシズム法体制」

戦時体制下の法整備を研究している九州大学名誉教授の内田博文さんが、「改憲すれば承諾という形で大幅に改定された戦時体制完成 今後は『昭和3年』と『戦時』と発音している『毎日新聞』九月二十四日付・夕刊。内田さんの専門は刑事法学で、著書に『治安維持法と共謀罪』(岩波新書)などがある。

第二次安倍政権発足(二〇一二年)以降、特定秘密保護法(一三年)、集団的自衛権行使容認の閣議決定(一四年)、自衛隊の海外での武力行使を可能にする安全保障関連法(一五年)、そして一七年には共謀罪の趣意を盛り込んだ改正組織犯罪法が成立させられた。そのたびにわれわれは声をあげ、これに反対したが、ことごとく、成立を許してしまっている。

なせか？ それを考えると、内田氏の指摘は重要だと思ふ。インタビュの最後の部分にある、闘いの方法として「連憲立法審査権を国民の最大の武器にすべき」との指摘には、運動族をめざすわたしには、それだけが闘いかな、という思いもあるが……。

内田氏が言うには、「一九二五年に制定された治安維持法は、大に走り、太平洋戦争にたれ込みます。昭和三年の段階では、治安維持法を廃止し、引き返す選択もできた。しかし当時の世論は軍部にくみし、後戻りできない状況に進んでいったのです」と説明する。その結果、われわれの先達は弾圧され、あるいは時代の流れに抗しきれずに、アジアの人民二〇〇万人、日本人三二〇万人にのぼるほどの犠牲者を出したアジア・太平洋戦争に引きずり込まれたのである。

わたしは、安倍を政治的代理人とする日本のブルジョワ支配階級は、そういう歴史の流れをきちんとみて、それを学習・教訓化しながら、いま着々と手を打ってきているのだと考えている。しかし、われわれ労働者階級人民の側が、とりわけその指導部たるべき部分で、この歴史を順序立ててつかまえ、現在何が起きているのか、これに反撃する論理と行動は何か、を提起できていないのではないかと、わたしはこの記事を読んで強く感じた。

いま大阪府警、滋賀県警は労働組合の関西生コン支部に対して、昨年七月からこれまで、のべ八七名を逮捕し、現在もまだ五名を勾留している。武健一委員長は一年以上〇万円を文化庁が不交付を決

め、補正したものである。二〇一九年十一月から二〇二〇年三月の、ほぼ半年間のわれわれの活動(その中軸となる新聞編集)に深くかかわるため、読者に公開する。積極的な意見・批判を期待する。

【編集部】

にわたって不当な拘留が続いている。保釈された組合役員も多くは保釈条件により組合事務所への出入りも制限され、組合役員同士で会って話をすることすらできない状態にある。

さらに「防衛省は三十日、総額五兆三千二百二十三億円に上る二〇二〇年度予算の概算要求を決定した。概算時で過去最大を六年連続で更新し、一九年度当初予算の五兆二千五百七十四億円からは1.2%増加した。短距離離陸・垂直着陸可能な米国製ステルス戦闘機F35Bの購入費を初めて盛り込み、これらを搭載するため護衛艦「いずも」を改修して事実上の空母化するための費用も計上した」(『東京新聞』八月十三日夕刊)。

辺野古新基地建設。与那国、奄美大島、宮古島、石垣島等、南西諸島への自衛隊配備が、住民の反対の声を一切無視して強行されている。そしてつい最近では、「中東に海自独自派遣」が報道された。

さらに国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」においての企画「表現の不自由展・その後」が一時右翼勢力の脅迫・いやがらせ行動によって中止に追い込まれ、さらに交付が内定していた七八〇万円を文化庁が不交付を決

定するという事態が発生した。また、朝鮮高校への無償化適用裁判に対する最高裁の原告敗訴の決定。それにつづく朝鮮学校やインターナショナルスクールなど各種学校が行なう幼児教育施設への幼保無償化からの除外。かんぽ生命保険の不正販売問題を報じたNHKの番組への日本郵政グループの介入等々、これにちの日本社会には、憲法と人権に反する出来事が続出しているのだ。